

○鯖江広域衛生施設組合現業職員の特殊 勤務手当に関する規則

（昭和58年5月26日）
規則第7号）

改正 昭和60年3月15日規則第2号 平成3年4月1日規則第4号
平成4年8月1日規則第2号 平成6年8月18日規則第3号
平成11年3月30日規則第3号 平成16年3月24日規則第2号
平成19年8月22日規則第3号 平成23年3月9日規則第2号
平成24年2月22日規則第3号

（目的）

第1条 この規則は、鯖江広域衛生施設組合現業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成11年鯖江広域衛生施設組合条例第6号）の規定に基づき、鯖江広域衛生施設組合現業職員（以下「職員」という。）の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。

（特殊勤務手当の種類）

第2条 特殊勤務手当の種類は、廃棄物処理業務に従事する職員の特殊勤務手当とする。

（廃棄物の処理業務に従事する職員の特殊勤務手当）

第3条 廃棄物の処理業務に従事する職員の特殊勤務手当は、ごみ、し尿または汚泥処理に関する業務に従事した日1日につき500円を支給する。

2 ばく露防止保護具または有害ガスもしくは酸欠防止保護具を着用して行う業務および汚泥の運搬業務に従事した場合は、日1日につき500円を支給する。

（手当の支給方法等）

第4条 前条に規定する手当の支給方法等については、鯖江広域衛生施設組合一般職の給与に関する条例（昭和58年鯖江広域衛生施設組合条例第14号）の適用を受ける職員の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年規則第2号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

第4類 人事・給与（鯖江広域衛生施設組合現業職員の特殊勤務）
手当に関する規則

附 則（平成3年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成6年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成11年規則第3号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第2号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第3号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第2号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第3号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。